明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第十六条第二項第一号（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	
第十八条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	
第十八条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	
第二十条（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	
第二十二条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	
（略）	
第二十四条第一項及び第二項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	
（略）	
第二十五条第一項から第三項まで（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	
第二十五条の二第一項及び第二項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	
第二十六条第三項及び第六項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	
第二十六条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	（削る）
（略）	
第二十八条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による要求事項の書面の作成	
第二十九条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	

	（新設）
	（新設）
	第十八条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
	（新設）
	（新設）
	第二十四条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
	（略）
	第二十五条第二項、第三項及び第五項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
	（新設）
	第二十六条第五項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
	（新設）
	第二十六条第六項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
	（略）
	第二十八条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による要求事項の書面の作成
	（新設）